

国発〔2014〕8号

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

各省・自治区・直轄市人民政府、国務院各部門委員会・各直属機構：

党の十八大精神および第18期三中全会における都市・農村住民基本養老保険制度に関する要求に基づき、『中華人民共和國社会保険法』の関連規定に依拠し、新型農村社会養老保険（以下「新農保」と呼称）および都市部住民社会養老保険（以下「城居保」と呼称）モデル事業の総括を基礎とし、国務院はこのほど新農保および城居保の一括実施を決め、全国を範囲とした統一した都市・農村住民基本養老保険（以下「都市・農村住民養老保険」）制度を構築することとした。ここに以下の意見を示す：

#### 一．指導思想

中国の特色ある社会主義の偉大な旗印を高々と掲げ、鄧小平理論と「三つの代表」の重要思想、そして科学的発展観を以って指導する。党中央そして国務院による各政策配置を徹底し、すべてをカバーする、基本を保証する、柔軟性を持つ、持続可能という方針に基づき、公平性の強化、流動性への適応、持続可能性の保証を重点とし、すべての都市・農村住民をカバーする基本養老保険制度の全面的推進そして整備を行い、人民の基本的生活の保障、社会的収入の分配の調節、都市・農村部における経済・社会の調和のとれた発展の促進における社会保険の重要な役割を大いに発揮させる。

#### 二．任務目標

社会プールと個人口座を一体化した制度モデルを堅持そして整備し、個人納付、集団補助、政府助成を一体化した資金調達ルート強化また開拓し、基礎年金および個人口座年金を一体化した待遇給付政策を整備し、長繳多得（納付期間が長いほど多くの年金が得られる）、多繳多得（納付金額が多いほど多くの年金が得られる）等制度における奨励メカニズムを強化し、基礎年金の正常な調整メカニズムを確立し、サービスネットワークを健全化し、管理レベルを高め、保険加入住民に利便性の高いサービスを提供する。「第12次五カ年計画」末期には、全国において新農保と城居保制度の一括実施を基本的に実現し、さらに従業員基本養老保険制度と連結させる。2020年までに、公平・統一・規範化された都市・農村住民養老保険制度を全面的に確立し、社会救済や社会福利等のその他の社会保障政策と関連づけ、家庭養老等従来の保障方式の役割を大きく発揮し、都市・農村部の保険加入住民の高齢時の基本的生活をより良く保障する。

#### 三．保険加入対象範囲

満16歳（学生は含まない）で、国家機関・公的機関以外の従業員および従業員基本養老保険制度の対象範囲に属さない都市・農村住民は、本籍地において都市・農村住民養老保険に加入することができる。

#### 四．資金調達

都市・農村住民養老保険の資金は、個人納付、集団補助、政府助成により構成される。

##### （一）個人納付

都市・農村住民養老保険への加入者は、規定に基づき養老保険費用を納付しなければならない。納付基準は現在、毎年100元・200元・300元・400元・500元・600元・700元・800元・900元・1000元・1500元・2000元の計12のランクに分けられ、省（区・市）人民政府は実状に基づき納付金のランクを増設することが可能とする。納入の最高ランク基準は原則上、現地の非正規雇用者が加入する場合の従業員基

本養老保険の年間納付額を超えないものとし、さらに人力資源社会保障部に届け出るものとする。人力資源社会保障部は財政部と、都市・農村住民の収入増加等の状況に基づき適時納付金基準を調整する。保険加入者は納付金のランクを自ら選択し、多繳多得（納付金額が多いほど多くの年金が得られる）とする。

## （二）集団補助

条件を有する村の集団経済組織は保険加入者の保険料納付に補助を与えるものとし、補助基準は村民委員会が村民会議を招集の上民主的に決め、条件を有するコミュニティが集団補助をコミュニティ公益事業資金の調達範囲に組み込むことを奨励する。またその他の社会経済組織、公益慈善組織、個人が保険参加者の保険料納付に経済的支援を提供することを奨励する。補助・支援金額は現地が設定した最高納付ランク基準を超えないものとする。

## （三）政府助成

政府は都市・農村住民養老保険待遇の受給条件に符合する保険加入者に対して、基礎年金を全額支給する。その中で、中央財政は中・西部地区については中央政府が確定した基礎年金基準に基づき全額を補助し、東部地区については50%の補助を提供する。

地方の人民政府は保険加入者の保険料納付に助成を行うものとし、最低ランクの納付金を選択した者への助成基準は、各人毎年30元を下回らないものとする。高いランクの納付金を選択した者については、助成金を増額する。500元以上のランクの納付金を選択した者への助成基準は、各人毎年60元を下回らないものとし、具体的基準や方式については省（区・市）の人民政府が定めるものとする。重度の障害者など保険料の納付が困難な人々については、地方の人民政府が最低基準の基礎養老保険料の一部または全額を肩代わりする。

## 五．個人口座開設

国は各保険加入者に対して生涯記録を行う養老保険個人口座を開設し、個人納付、地方の人民政府による保険加入者の保険料納付への助成、集団補助およびその他の社会経済組織、公益慈善組織、個人による保険加入者の保険料納付への経済的支援についてはすべて個人口座へ計上する。利息は個人口座積立額をベースに国の規定に基づき計算される。

## 六．養老保険の待遇および調整

都市・農村住民養老保険の待遇は基礎年金と個人口座年金により構成され、生涯給付される。

（一）基礎年金。中央政府は基礎年金の最低基準を決定し、また基礎年金の最低基準の正常な調整メカニズムを構築し、経済発展や物価変動等の状況に基づき、全国基礎年金の最低基準を適時調整する。地方の人民政府は実状に基づき基礎年金基準を適切に高めることができる。保険料の長期納付者に対しては、基礎年金の適度な増額給付ができるものとし、基準の上昇や増額給付部分については、地方の人民政府が負担し、具体的方法については省（区・市）の人民政府が規定し、さらに人力資源社会保障部に届け出る。

（二）個人口座年金。個人口座年金の毎月の支給基準について、現在は個人口座の全積立金額を139（現行の従業員基本養老保険における個人口座年金の支給係数と同じ）で割った金額となっている。保険加入者が死亡した場合、個人口座の残高については法に基づき相続ができる。

## 七．養老保険の待遇受給条件

都市・農村住民養老保険に加入する個人は、満60歳、累計納付期間満15年で、且つ国が定める基本養老保障待遇を受領していない場合において、都市・農村住民養老保険の待遇を毎月受給することができる。

新農保または城居保制度の実施時にすでに満60歳で、本意見の発表日以前に国が定める基本養老保障待遇を受領していない者は、保険料納付の必要はなく、本意見の実施の月から毎月都市・農村住民養老保険基礎年金を受給することができる。規定の受給年齢まで15年未満の者は、毎年保険料を納付し、また追加納付を認め、累計納付期間は15年を超えないものとする。規定の受給年齢まで15年以上の者は毎年の納付額を納め、累計納付期間は15年を下回らないものとする。

都市・農村住民養老保険待遇の受給者が死亡した場合、翌月から年金の支給を停止する。条件を有す

る地方の人民政府は、現地の実状に基づき葬儀補助金制度の模索・確立をすることができる。社会保険取扱機構は毎年、都市・農村住民養老保険待遇の受給者について確認を行う。村（住）民委員会は社会保険取扱機構の業務展開をサポートし、行政村（コミュニティ）範囲内において、保険加入者の待遇受給資格について公示を行い、さらに従業員基本養老保険待遇等の受給記録と照合し、重複、漏れ、間違いがないことを確保する。

#### 八．移行・継続と制度の連結

都市・農村住民養老保険の加入者が、保険料納付期間において本籍変更など都市・農村住民養老保険関係について地区を跨ぎ移す必要がある場合、入居地において養老保険関係の移し替え申請ができ、一括で個人口座の全積立金額の移し替えを行い、さらに入居地の規定に基づき引き続き保険加入および保険料納付を行い、納付年数は累計される。規定に基づく都市・農村住民養老保険待遇をすでに受給している者は、本籍の変更の有無を問わず、その養老保険関係は移行しない。

都市・農村住民養老保険制度と従業員基本養老保険、優撫配置（現役軍人、退役軍人およびその家族・遺族に対する優遇策）、都市・農村住民最低生活保障、農村五保供養（衣・食・住・医療・葬儀の保障）等社会保障制度および農村部分計画生育家庭奨励扶助制度の連結については関連規定に基づき行う。

#### 九．基金の管理と運営

新農保基金と城居保基金を併せて都市・農村住民養老保険基金とし、都市・農村住民養老保険基金における財務会計制度および業務管理規約制度の諸条項を整備する。都市・農村住民養老保険基金は社会保障基金財政の特別口座に組み入れ、収入と支出の二つの管理を実施し、単独記帳や独立採算を行い、いかなる地区、部門、事業所および個人も占有や流用また偽称や横領をしてはならない。また各地において都市・農村住民養老保険制度の統合を基礎とし、段階的に都市・農村住民養老保険基金の省級管理を推進する。

都市・農村住民養老保険基金は国の包括的規定に基づき運用され、リスクヘッジや付加価値が実現される。

#### 十．基金の監督

各級の人力資源社会保障部門は関連部門と共に監理の職責を全うし、健全な内部管理制度や基金会計監査監督制度を確立し、基金の調達、上納、振替、支給、貯蓄、管理等について監視や検査を行い、さらに規定に基づき情報開示をし、社会からの監督を受ける。財政部門や審査部門は各自の職責に基づき、基金の収支、管理や投資運用状況について監督を行う。偽称や横領、占有や流用、汚職や浪費等の規律違反や違法行為については、関連部門が国の関連の法律法規に基づき厳しく対処をする。村（住）民の代表者が参加する社会監督における効果的な方式を積極的に模索し、基金の公開性と透明性の構築そして制度のクリーンな実施を実現する。

#### 十一．取扱・管理サービスと情報化構築

省（区・市）の人民政府は、都市・農村住民養老保険の取扱能力の構築を適切に強化し、現地の実状と組み合わせ、現有の公共サービスリソースと社会保険取扱・管理リソースを科学的に統合し、末端における取扱能力を高め、精確な管理と便利なサービスを実現する。そして現代的な管理方式と政府購買サービス方式の運用に力を入れ、行政のコストを下げ、業務効率を高める。また都市・農村住民養老保険業務のスタッフへの研修を強化し、公共サービスレベルを絶えず高める。社会保険取扱機構は保険加入者の保険料納付や受給状況をしっかりと記録し、保険加入者ファイルを作成し、規定に基づき適切に保管する。地方の人民政府は取扱機構へ必要な業務場所や施設設備、経費的保障を提供する。都市・農村住民養老保険業務における経費は同級の財政予算に組み込み、都市・農村住民養老保険基金からの支出をしてはならない。末端の財政に困難がある地区については、省市級財政が適切な補助を与えることができる。

各地においては現有の新農保および城居保業務管理システムを基礎とし、省級の集中的な都市・農村住民養老保険情報管理システムを統合・形成し、「金保工程（情報技術を利用して実施される、労働と社会保障に関する電子政務プロジェクト）」構築に組み入れ、さらにその他の市民情報管理システムと情報リソースの共有を実現する。情報ネットワークを末端に延伸し、省、市、県、郷と鎮（町内）、コ

コミュニティにおけるリアルタイムネットワークを実現し、条件を有する地区は行政村までのネットワーク延伸ができるものとする。また保険加入者のカードによる納付や受給そして本人の保険情報の検索への利用のため、全国統一の社会保障カードを大いに普及する。

## 十二. 組織・指導力や政策 PR の強化

地方の各級人民政府は都市・農村住民養老保険制度構築の重要性を十分に認識し、それを現地の経済・社会発展計画および年度目標管理評価システムに組み込み、組織・指導力を適切に強化する。また財政支出構造を合理化し、財政投入を高め、都市・農村住民養老保険制度の構築に必要な資金保障を提供する。各級の人力資源社会保障部門は、主管部門の職責を適切に履行し、関連部門と共に都市・農村住民養老保険業務における統括や政策制定、統一的管理、総合的調整、監督検査等の業務を確実に行う。

各地区および関連部門は、都市・農村住民養老保険政策の PR 業務をしっかりと行い、政策への全面的で正確な PR と紹介を行い、世論の導きを正確に掌握し、誰にでもわかりやすい言葉や大衆が受け入れやすい方式の運用を重視し、末端に踏み込んだ PR 活動を展開することで都市・農村住民の積極的な保険加入、納付の継続、蓄積の増加を導き、保険加入者の合法的權益を保障する。

各省（区・市）の人民政府は本意見に基づき、自地区の実状と組み合わせ具体的実施方法を制定し、さらに人力資源社会保障部に届け出る。

本意見は発表の日から実施され、既存の規定で本意見と見解が異なるものについては、本意見に基づき実行する。

国务院

2014年2月21日

（本文書は公开发表される）